

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	28	府省庁名	内閣府
対象税目	個人住民税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> 不動産取得税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">固定資産税</span> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設		
要望内容（概要）	<p>以下のとおり、既存建築物の改修投資促進のための特例措置を講ずる。</p> <p>① 耐震改修促進のための税制措置 改正耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律）に基づき、耐震診断が義務付けられている病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物や避難路沿道の建築物等を対象に、耐震改修を促進するための特例措置を講じる。</p> <p>② 省エネ改修促進のための税制措置 省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）に基づき、増改築時にエネルギーの効率的利用のための措置の届出が義務付けられている床面積2,000㎡以上のオフィスビル等の建築物を対象に、省エネ改修を促進するための特例措置を講じる。</p> <p>③ バリアフリー改修促進のための税制措置 バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に基づき、増改築時に高齢者、障害者等が円滑に利用できるための基準に適合することが義務付けられている床面積2,000㎡以上の建築物（不特定多数の者が利用する病院、店舗等や主に高齢者、障害者等が利用する老人ホーム等）を対象に、バリアフリー改修を促進するための特例措置を講じる。</p>		
関係条文	[ ]		
減収見込額	<p>[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ）</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>耐震・省エネ・バリアフリー化による既存建築物（非住宅）の改修投資を促進し、既存建築物の性能の抜本的な向上を図り、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響を緩和するとともに、民間建築投資の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>新築住宅着工戸数は、リーマンショックなどの影響により近年低迷しているものの、平成24年秋以降は回復傾向にある。しかしながら、平成26年4月に予定されている消費税引上げの前後における駆け込み需要及びその反動等による影響により、回復傾向にあった新設住宅着工戸数が再び落ち込み、住宅投資が大幅に減少することが懸念されており、これによる経済への悪影響を緩和する必要がある。</p> <p>また、日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）において定められているとおり、「生産設備や事業の新陳代謝を促す枠組みを構築」とするとともに「設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講ずる」とされたところであり、新たな投資を誘発させることにより、「日本経済を停滞から再生へと、そして更なる高みへと飛躍させ、成長軌道へと定着させる」必要がある。</p> <p>特に、病院、店舗、旅館やオフィスビル等の不特定多数の者が利用する建築物については、近年の防災・減災意識の高まりによる耐震化の推進、エネルギー需給の安定化や地球温暖化対策のための省エネルギー化の推進、高齢者や障害者の移動の円滑化に資するためのバリアフリー化の推進が求められているところであり、こうした既存建築物の改修を強力に促進していく必要がある。</p> <p>住宅着工戸数の落ち込みが懸念される中、「民間投資を拡大」（日本再興戦略）する観点から、既存建築物の改修投資を促進する本特例措置を講じることにより、既存建築物の性能向上を通じた建築投資の活性化を図り、日本経済の活性化に資することとする。</p>		

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、次のとおり位置づけられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産設備や事業の新陳代謝を促す枠組みを構築し、思い切った投資型減税で法人負担を軽減すること等によって積極姿勢に転じた企業を大胆に支援していく。</li> <li>・生産設備の新陳代謝・を促進する取組を強力に推進し、これに応じて設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講ずる。</li> <li>・近年エネルギー消費量が著しく増大（石油危機以降 2.5 倍）している家庭・業務部門を中心とした省エネの最大限の推進を図る。既存住宅・ビルの省エネ改修の促進、トップランナー制度の適用拡充、ネット・ゼロ・エネルギー化等を図る。</li> </ul> <p>○地震防災戦略（平成 17 年 3 月 30 日中央防災会議決定）において、次のとおり位置づけられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震の揺れによって発生する人的被害の軽減のため、建築物の耐震化を図る。</li> </ul> <p>○社会資本整備重点計画（平成 24 年 8 月 31 日閣議決定）において、次のとおり位置づけられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物については、地震発生時の倒壊等による被害の軽減を図るため、耐震診断、耐震改修、立替え等を推進する。</li> <li>・災害時に拠点となる施設等の整備・耐震化を進める。</li> <li>・不特定多数の者が利用する一定の建築物のバリアフリー化を進める。</li> </ul> <p>（政策評価体系における位置づけ）</p> <p>政策評価体系 政策目標 10. 防災政策の推進  施策目標 ⑤ 地震対策等の推進</p>
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備投資水準（「日本再興戦略」） 今後 3 年の内に設備投資を 2012 年度の約 63 億円から 10%増加</li> <li>・建築物の耐震化率（「地震防災戦略」） 90%（平成 27 年）</li> <li>・不特定多数の者が利用する一定の建築物のバリアフリー化率（「社会資本整備重点計画」） 60%（平成 32 年度末）</li> </ul>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3 年間
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備投資水準：約 63 億円</li> <li>・建築物の耐震化率：80%（平成 20 年）</li> <li>・不特定多数の者が利用する一定の建築物のバリアフリー化率：48%（平成 22 年度末）</li> </ul>	
有効性	要望の措置の適用見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修促進のための税制措置：約 2,250 棟</li> <li>・省エネ改修促進のための税制措置：約 2,800 件</li> <li>・バリアフリー改修促進のための税制措置：約 550 棟</li> </ul>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置により事業者のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない事業者について、早期の改修を促す効果があり、建築物の耐震・省エネ・バリアフリー化に資する。また、改修投資が促進されることにより、経済の活性化に寄与することとなる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設（所得税、法人税）</li> </ul>

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>【耐震改修促進のための措置】  ○耐震対策緊急促進事業（平成 25 年度予算：10 億円）  ○住宅・建築物安全ストック形成事業（社会資本整備総合交付金）（平成 25 年度予算：18,194 億円の内数）</p> <p>【省エネ改修促進のための措置】  ○建築物省エネ改修等推進事業（平成 26 年度予算要求）</p> <p>【バリアフリー改修促進のための措置】  ○バリアフリー環境整備促進事業（社会資本整備総合交付金）（平成 25 年度予算：18,194 億円の内数）</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>【耐震改修促進のための措置】  上記予算上の措置は、建築物の所有者等の費用負担の軽減を図るものであるが、本税制の活用により、上記予算措置の対象外である自己負担分における所有者等のキャッシュフローが改善され、耐震改修を促進することが可能になるものである。</p> <p>【省エネ改修促進のための措置】  上記予算上の措置は、躯体の省エネ改修が行われたものを対象とするのに対して、当該税制措置は、躯体の改修のみならず、LED 等の省エネ設備の設置等を併せて行うことを要件としており、躯体の改修と省エネ設備の設置等の相乗効果を促進するための措置である。</p> <p>【バリアフリー改修のための措置】  上記予算上の措置は、市街地内の移動円滑化経路を整備する際の費用負担の軽減を図るものであるが、本税制は、建築物全体を対象として、キャッシュフローの改善を図るものであり、その趣旨や対象を異にしているものである。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本特例は、既存建築物の耐震・省エネ・バリアフリー化の促進を図るための措置としての確かつ必要最小限な措置である。</p>
<p>ページ</p>	<p>28-4</p>	

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—